

審 議 結 果

会 議 名	川口市多文化共生指針策定委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	令和4年7月7日（木）10時00分から10時50分
開 催 場 所	かわぐち市民パートナーステーション会議室
出 席 者	堀田委員長、峰久副委員長、伊藤委員、近藤委員、岡崎委員 坪川委員、高野委員、張委員、野口委員、渡部委員 石坂市民生活部長、五十川課長、竹内課長補佐、 前山主任、関根主事
議 題	1 委嘱書交付式 （1）開 会 （2）委嘱書交付 （3）市民生活部長あいさつ （4）閉 会 2 第1回委員会 （1）開 会 （2）自己紹介 （3）協議事項 ア 正副委員長の選任について イ 第2次川口市多文化共生指針の改訂について （4）報告事項 （5）閉 会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—

傍聴人の数	0名
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市多文化共生指針策定委員会名簿</p> <p>資料No.2 川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱</p> <p>資料No.3 第2次川口市多文化共生指針改訂版について</p> <p>資料No.4 第5次川口市総合計画概要版（写）</p> <p>資料No.5 第5次川口市総合計画基本計画Ⅱ（抄）</p> <p>資料No.6 統計資料</p> <p>資料No.7 素案</p> <p>資料No.8 スケジュール</p> <p>別添資料 第2次川口市多文化共生指針（平成30年度～34年度）</p>
審議経過	別紙のとおり
その他	—

審 議 経 過

1 委嘱書交付式

(1) 開会 (10時00分)

(2) 委嘱書交付

- ・ 石坂市民生活部長から各委員に委嘱書を交付した。

(3) 市民生活部長あいさつ

- ・ 石坂市民生活部長より委員委嘱にあたり挨拶を行った。

(4) 閉会 (10時10分)

2 第1回委員会

(1) 開会 (10時10分)

- ・ 事務局から配布資料について確認した。

(2) 自己紹介

- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局職員紹介

(3) 協議事項

ア 正副委員長の選任について

○事務局

協議事項の正副委員長の選任について、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第5条第1項の規定により委員の互選をもって定めることとしている。そこで、第1回委員会であることから、委員の自薦、他薦ではなく事務局からの提案としてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、委員長には堀田委員、副委員長には峰久委員を提案するが、い

かがか。

(「異議なし」 との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、委員長には堀田委員、副委員長には峰久委員にお願いする。

○事務局

これ以降の議事進行については、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第6条第1項の規定により、堀田委員長に議長をお願いする。なお、本日は委員定数10名のところ、出席委員数10名である。同規則第6条第2項の規定により、本委員会が成立していることを報告する。

○議長

まず始めに、本日の委員会の議事録署名委員について協議したい。2名の署名が必要となるが、毎回私が署名し、もう1名の署名人は名簿の順番で1名とし、今回は峰久委員からお願いすることとしてよいか。

(「異議なし」 との声あり)

○議長

それでは、今回の議事録署名委員は峰久委員にお願いする。次に、本日の傍聴希望者はどうか。

○事務局

「川口市附属機関等の会議公開に関する要綱」に基づき、会議開催について事前公開したところ、傍聴希望者はいなかった。

イ 第2次川口市多文化共生指針の改訂について

○議長

それでは続いて、次第(3)協議事項の「イ川口市多文化共生指針の改訂について」事務局の説明を求める。

○事務局

本市にはかねてより多くの外国人住民が住んでいる。令和4年4月1日現在の本市人口605,067人のうち6.28%、37,970人が外国人住民であり、この人数は現在、全国の市で第1位となっている。第2次川口市多文化共生指針の改訂について説明する前に、本市の外国人住民の現状について、説明する。

34ページ、資料6について、平成24年から令和4年までの推移であるが、総人口は26,524人、4.5%増、外国人数は16,512人、76.5%増となっている。なお、令和4年に外国人数の伸びが他の年と比較し低くなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる。

35ページ、本市の外国人の年齢階級別について、20代、30代の比率が合わせて50%以上と非常に高いこと、60歳以上の比率が合計しても5%程度であることなど、外国人住民のほうが日本人住民より生産年齢人口の割合が明らかに高いことが分かる。国籍別上位5カ国について、上位から中国・ベトナム・フィリピン・韓国・トルコの順になっており、1位の中国が全体の50%強を占めていること、そしてトルコが5位に入っていることが特徴といえる。

36ページ、在留資格別の順位について、1位の永住者から3位の家族滞在までの在留資格で50%以上となり、外国人住民が長く住み続ける傾向があるといえる。地区別の外国人数は、横曽根地区、芝地区、青木地区と京浜東北線沿線でマンションやアパートなどの共同住宅の多い地区が上位となっている。

37ページ、地区別兼国籍別順位について、大多数の地区で中国が一番であるが、2番目以降は地区により異なっていることが分かる。これを地図に落とした内容を、38ページに記載している。39ページ、埼玉県内及び全国自治体との外国人数の比較について、全国の市で本市が第1位となっている。

本市の外国人住民の状況は以上のとおりである。日本人住民と外国人住民では、言語だけではなく、文化や習慣、生活するうえでのルール等が異なっている。そのため、外国人住民

が、わが国の文化や地域のルールを理解できないまま生活し、周辺住民と行き違いが生じるなどの問題が生じている。また、逆に私たち日本人が、外国人住民の習慣等を知らないがために誤解しているケースも見受けられる。

そこで、本市では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生する多文化共生の考えを基本に、日本人住民、外国人住民の双方がともに安心して元気に生活できるまちとするための取り組みを進めている。そして、本市でその多文化共生の取り組みを推進していくための道標となるものが、川口市多文化共生指針である。

別添資料の冊子、第2次川口市多文化共生指針について、多文化共生指針は、大きく分けると本編と35ページ以降の資料編の2部構成で、資料編は指針策定にあたり実施したアンケートの結果、委員会設置要綱などとなっている。

次に、指針の目次について、本編は、1章から7章までの7部構成となっており、第1章は指針改訂の目的や経緯、計画の期間、第2章は人口統計、第3章では、外国人の日本語習得の必要性、多言語による情報提供、外国人住民が日常生活を送るための環境課題、第4章では指針の基本理念、基本方針について、第5章では、多文化共生社会の実現に向けて必要な施策を4つに区分し、第6章では、各関係団体の連携の必要性を、最後に第7章で、これからの多文化共生の方向性を示している。

本委員会ではこれまでの5年間を振り返り、そしてこれからの5年間に向けて、第2次川口市多文化共生指針の改訂版としてご協議いただくことになる。

資料の4ページ、資料3、改定を行う背景等について説明する。3点あり、まず1点目、(1)の計画期間にあるとおり、現在の指針では見直しの期間を5年としており、改訂時期となったこと。2点目として、令和3年4月から、第5次川口市総合計画後期基本計画がスタートしたことが挙げられる。

9ページ、資料4、まちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位に位置する長期的な計画が総合計画である。12ページ、将来都市像を「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」としている。

15ページ、第5次総合計画では、「めざす姿Ⅱ」子どもから大人まで“個々が輝くまち”とし、さらに「めざす姿Ⅱ」の中の「施策4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」で、基本方針として、さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざすとしている。

主な取り組みとして、33ページ下段 右側に記載のような、外国人が地域に溶け込み、安心して日常生活を送れるように支援するなど、と記載がある。

外国人住民を地域づくりの担い手とすることに、国が指針を示し、本市でも、総合計画に方向性を示し、具体的指針として平成23年度に策定したものが、「川口市多文化共生指針」となる。また総合計画では、基本計画の計画期間を前期・後期各5年としていることから、川口市多文化共生指針の見直しの期間も前回の第2次川口市多文化共生指針から、合わせている。

最後の3点目は4ページ、(3)にありますとおり社会経済情勢が変化したことである。まずは新型コロナウイルス感染症の影響による日常生活の行動制限があったことは外国人住民にも影響がでた。特に多くの日本語ボランティア教室が休講に追い込まれ、また技能実習生を多く抱えている本市にとっては入国制限措置が講じられたことも市内経済に大打撃になった。そしてロシアによるウクライナ進攻について、現在本市には、3人の方々が避難している。ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による市民生活や経済活動への影響は、外国人住民にも同じく影響を及ぼしており、これらの状況を踏まえ、計画を改定するものである。

続いて「2 国・埼玉県・川口市の指針・計画の状況」について、国では平成17年に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地域における多文化共生施策の推進について、総合的・体系的に検討を行い、平成18年3月7日に多文化共生の推進に関する研究会報告書を、同月27日には、都道府県及び市区町村が地域の実状と特性を踏まえ多文化共生指針等を策定するためのガイドラインとして地域における多文化共生推進プランを示している。

これを受けて、埼玉県では、平成19年12月「埼玉県多文化共生プラン」を、本市では、平成24年2月に「川口市多文化共生指針」を策定し、その後、県、本市とも、多文化共生事業の進展や社会状況の変化等を踏まえ、それぞれの計画を改定し、現在に至っている。

40ページ、資料7、第2次川口市多文化共生指針改訂版について、今回の改訂版の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間となる。昨年度策定された「第5次川口市総合計画」に合わせ、市の多文化共生に係る部門別計画として策定する。策定にあたり、国や県の多文化共生推進プランを参照しつつ、市の実情を踏まえてご協議いただき、見直しを行う。

策定のポイントは以下の4点である。

①ICTを活用した多言語による行政・生活の情報発信

②日本人・外国人住民の相互理解を促進するため、お互いの意見を施策に反映させ、誰もが地域社会へ参画できる支援の推進

③外国人住民が主体的に地域社会に参画し、他の外国人支援等の担い手となる取組みを促進

④外国人としての視点や多様性を活かして、外国人住民による地域の活性化

事務局からの説明は以上である。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○議長

質問・意見がないので、(4) 報告事項について事務局の説明を求める。

○事務局

41ページ資料8、今後のスケジュールについて、9月下旬ごろに本編の素案とアンケートの集計結果を送付する。素案に対して意見等いただき、11月17日の第2回委員会で素案のご審議をいただきたい。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、取りまとめる。令和5年1月26日の第3回目委員会で最終改訂案を提示し、その後2月に市長へ

策定案の提出、3月に策定・公表となる。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

○委員

今回は第2次川口市多文化共生指針の改訂とのことだが、改訂と位置づけ、第3次川口市多文化共生指針としなかった理由は何か。違い等があれば教えてほしい。

○事務局

まず第一に、上位計画である第5次川口市総合計画の後期5年が昨年度から始まった。総合計画と歩調をあわせ、第2次指針を見直す意味でも改訂と位置付けた。また第二に、第2次指針で実現できていない部分が多々あるため、それらを再確認し、実現に向けるため、第2次指針の改訂が適切と考えたからである。

第1次指針では日本人が外国人を支援することに、第2次指針では外国人も地域住民として、地域の担い手として捉え直した。ただ、なかなか地域に受け入れられない外国人住民の現状を鑑みると、第3次指針として全く新しい計画を策定するのではなく、第2次指針を改訂版として、今後どういうことが必要とされるか、見直すことが大切だと考える。

○委員

日本人も外国人も活躍できる川口市にするために、基本的な枠組みを大きく変えるのではなく、内容をよりアップデートするという方向性ということで理解した。

○委員

素案を作成するために今後進めていくことは理解したが、第2次指針の進捗状況、例えば既に上手く進んでいる部分、また逆に課題となっている部分については今後示されるのか。

○事務局

素案を作成する期間を約2ヶ月と設定しているが、その期間中に事務局で取りまとめる予定である。第2次指針で実施できている部分、できていない部分があり、事務局も把握している。1章ごとに素案と素案を作成する理由、つまり課題解決に至っていない部分について、

提示したいと考えている。

当課で第2次指針に基づき実施した事業等の成果及び町会・自治会、外国人住民アンケート結果も盛り込み、素案を提示したい。本市で行っていることが必ずしも外国人住民に伝わっているとは限らない。例えば、ボランティア日本語教室が18教室あるが、本市では多いと思っていたとしても、必ずしも外国人住民が同じように思っているとは限らない。認知度が低いなら、周知の方法を見直さなければならないことになる。

このように、第2次指針で実施できたこと、できなかったことを明確にすることで素案を提示したい。

○議長

他に委員から何かあるか。

(「なし」との声あり)

○議長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(6) 閉会 (10時50分)

会議の内容については、以上のとおりです。

令和4年7月23日

川口市多文化共生指針策定委員会委員長

堀田 委員長

川口市多文化共生指針策定委員会委員

峰久 委員
